高津区上作延地区 住居表示検討委員会小委員会 第2回

次 第

- 日 時 令和3年10月27日(水)午前10時から午前11時まで
- 場 所 上作延町会会館
- 1 議 題
 - (1) 第1回小委員会の検討内容の確認について 【資料1】
 - (2) 新町界案の検討について・平瀬川北側・町割案、平瀬川南側・町割案 【資料2-1、2-2】
 - (3) その他
- 2 配布資料

資料 1 上作延地区住居表示検討委員会 · 第 1 回小委員会摘録

資料2-1 平瀬川北側・町割案

資料2-2 平瀬川南側・町割案

(事務局)

川崎市市民文化局市民生活部戸籍住民サービス課

担当:田中、平山、萩本

電話:044-200-2736

上作延地区住居表示検討委員会・小委員会(第1回)摘録

日 時 令和3年10月7日(木)午後5時~午後6時15分

場 所 上作延町会会館

出席者 上作延町会:淺田幾美、水科宗一郎、斉藤安男、三田敏幸、金子貞視

上作延公社住宅自治会: 吉村直

上作延第1自治会:加々見元弘 (順不同)

事務局 戸籍住民サービス課:渡辺課長、田中課長補佐、平山、萩本

【挨拶】戸籍住民サービス課長

【議題1】住居表示実施の対象区域について(資料1-1、1-2)

- ○事務局から市街化調整区域の住居表示の実施の有無について、対象区域に含めない案を説明。市街化調整区域については、案のとおりに全会一致で承認。
- ○向ケ丘の住居表示実施の有無について、対象区域に含めない案を説明。一部の委員から「向ケ丘の実施の有無については上作延と向ケ丘の現在の町界の一部を調整する場合があることを追加するほうがよい。」との意見が出された。この意見を案に加えて全会一致で承認。
- ○昨年配布した「上作延地区検討委員会設立のお知らせ」について、事務局に寄せられた意見を報告。

(主な意見)

・上作延と向ケ丘の境をどうするかが問題。町会会合でも話はあり役員は課題 を認識している。向ケ丘は残してほしいという要望は強く、住居表示は上作 延のみをやればよいという意見が多い。

【議題2】新町界案の検討について(資料2、3-1、3-2)

○事務局から新町界・新町名の検討ポイントを説明。また、平瀬川北側・町割案及び平瀬川南側・町割案を提示、説明し、次の意見が出された。町割案については 次回も継続して検討することになった。

(主な意見)

・個人的には平瀬川北側は案1、南側も案1の町割りが分かりやすくてよい。

【議題3】その他

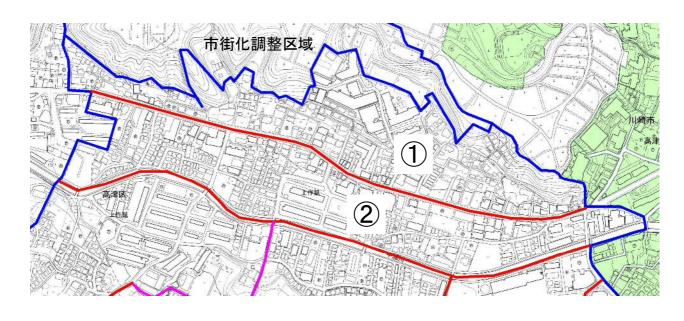
○事務局から次回以降の議題として、向ケ丘との町界に関して望ましい町界線を検 討の上で関係住民への対応を検討していくことを提案、説明し、次の意見が出さ れた。今後望ましい町界を検討していくことになった。

(主な意見)

- ・町界付近の住民が現在の町界の状況をどれくらい認識しているだろうか。町界変更の調整の際に説明材料がどれだけあるのか。難しい問題である。
- ・町界は関係する住民の意見を尊重すべき。
- ・現状の町界を変更できない場合は、町界はそのままで上作延の住居表示を実施することを考えなくてはいけない。
- ・自分が考えた町界の変更では 15 件程度関係してくる。その住民に説明を行うか、アンケートで意見を聴取する必要がある。
- ○小委員会以外の検討委員への説明について
 - ・今回の検討内容の検討委員への説明は、ある程度小委員会としての検討結果が まとまってから説明を行うことで決定。
- 〇次回の小委員会(第2回)を令和3年10月27日(水)午前10時、上作延町会会館で開催することを決定。

平瀬川北側・町割案(想定街区数 50)

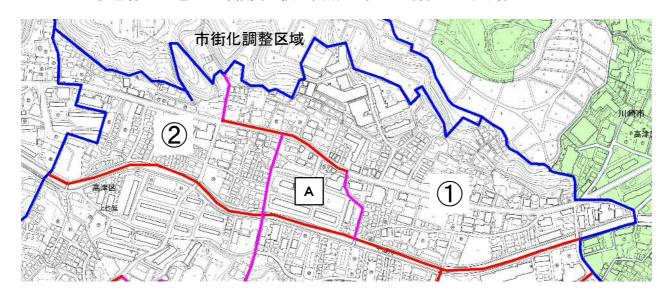
案 1 赤色線:公道であり町界にできる線



組合せ:①(20街) ②(30街区)

案2

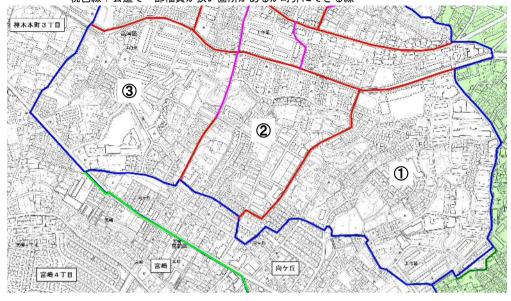
赤色線:公道であり町界にできる線 桃色線:公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線



組合せ1:①+A(30街区) 組合せ2:① (25街区) ②+A(25街区)

平瀬川南側・町割案(想定街区数 110)

案 1 赤色線:公道であり町界にできる線 桃色線:公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線

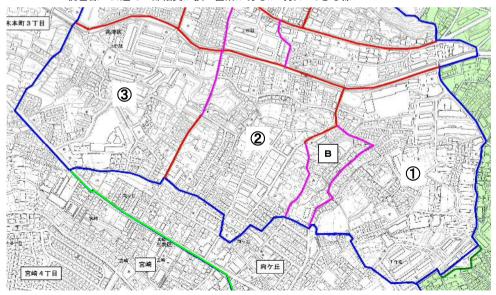


② (30街区)

③ (30街区)

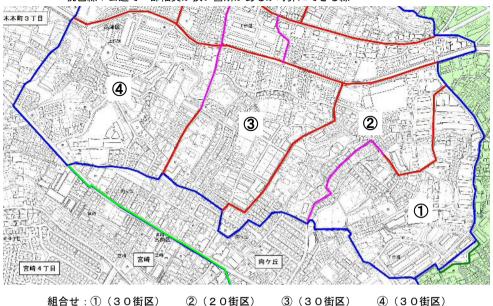
組合せ:①(50街区) 案2 赤色線:公道であり町界にできる

赤色線:公道であり町界にできる線 桃色線:公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線

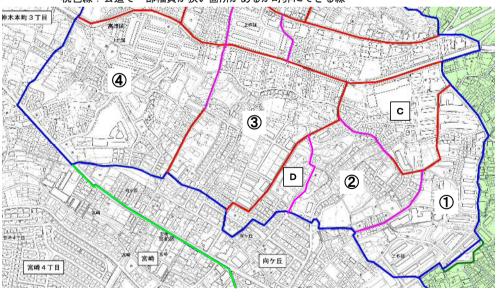


組合せ1:①+B(45街区) ② (35街区) ③ (30街区)組合せ2:① (35街区) ②+B(45街区) ③ (30街区)

案3 赤色線:公道であり町界にできる線 桃色線:公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線



案 4 赤色線:公道であり町界にできる線 桃色線:公道で一部幅員が狭い箇所があるが町界にできる線



組合せ1:① (15街区) ②+C+D(35街区) ③ (30街区) ④ (30街区) 組合せ2:① (15街区) ②+C (30街区) ③+D (35街区) ④ (30街区) 組合せ3:①+C(25街区) ②+D (25街区) ③ (30街区) ④ (30街区)